

二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に
対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十四年六月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため

二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のもの
を除く。

2 ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び駆除の方法

1 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査

2 だに駆除 BHC散布

3 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

別表

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日

実施区域

実施場所

七月 四日

名和町

神田放牧場検診場

八日

中山町

高橋

十一日

大山町

香取開拓

十六日

岸本町

大山放牧場

三日 江府町

四日 東山

七日 栃山

八日 大平原

九日 日南町

十六日 上坂、福栄

二十一日 大菅

二十四日 大草山

二十九日 細屋、笠木

三十日 金屋谷、樹水原

ひな白痢検査 大内

実施期日

実施区域

実施場所

七月 三日

大山町

各鶏舎

十日

米子市

〃

十一日

〃

〃

十五日

淀江町

〃

十六日

〃

〃

鳥取県告示第三百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定に
より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年六月二十四日

鳥取県知事 石

破

二

朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字西園字ナキリ谷一二三六の三、一二四三、字五反田
西通三一二の一、字五反田続三三一、三三四(以上五筆について、次の
図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び大栄町役
場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百九十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書
の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条
第四項の規定により告示する。

昭和四十四年六月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 日本鉄道建設公団

二 事業の種類 南勝線鉄道建設

三 立ち入ろうとする土地の区域

東伯郡関金町堀、福原、今西、荒田、清水、赤岩及び新田

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十四年七月一日から
昭和四十六年三月三十一日まで